公益社団法人静岡県茶業会議所役員の退職手当に関する規程(案)

(目的)

- 第1条 この規程は、常勤の役員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。 (退職手当の支給)
- 第2条 この規程による退職手当は、常勤の役員が退職した場合に、その者(死亡による 退職の場合は、その遺族)に支給する。

(退職手当の額)

- 第3条 退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の年間報酬額の 12分の1に、その者の勤続期間に応じ、別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (勤続期間の計算)
- 第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤の役員として引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規程による在職期間の計算は、常勤の役員になった日の属する月から退職した 日の属する月までの月数が6ヵ月以上の場合は1年とみなす。

ただし、常勤の役員が休職した期間は、在職期間から除くものとする。

(遺族の範囲及び順位)

- 第5条 第2条第1項に規程する遺族は、次の号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者(届出をしていないが、常勤の役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情 にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4 号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。
 - この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって 等分して支給する。

附則

この規程は、公益社団法人設立登記日から施行する。

別 表

勤続期間	支給率
1年	1ヶ月
2年	2. 0
3年	3. 0
4年	4. 0
5年	5. 0
6年	6. 0
7年	6. 0
8年	7. 0
9年	7. 0
10年	8. 0